

学長の文書「元教授の名誉を毀損」**200万円の賠償
茨城大に命令**

地裁判決

茨城大学の学長が教職員専用のネット掲示板に掲載した文書で名誉を傷つけたなどとして、元人文学部教授2人が大学を相手取り、約540万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が11日、水戸地裁であった。日下部克通裁判長は大学側に約200万円の支払いと掲載文書の削除を命じた。

訴状によると、2人は、学内で嫌がらせを受けていたのに大学が放置したとして、2009年6月に大学を相手取り提訴した。今回の文書は、提訴を受けて池田幸雄学長が全教職員にメールで送り、専用のネットの掲示板にも掲載したものの。「一方的な考えで裁判に訴えるということは大学に籍を置くものとして、恥ずべき行為」などと書かれていた。

「名誉毀損による不法行為」と認定。文書公表後、2人が他の職員から非難、無視されたとして、「社会的評価を低下させたもの」と認められる」とした。一方、2人が求めた謝罪広告の掲載については「必要があるとまでは言えない」として退けた。

元教授の1人は「基本的なところはこちらの主張が認められた。一定の評価はできる」と話した。大学側は「判決文を精査し、今後の対応を検討したい」としている。

判決では、学長の文書は

茨城大元教授2人名誉毀損訴訟

大学側に支払い命令

地裁判決

名誉を毀損する文書を配布されたとして、茨城大の元教授2人が同大を相手取り、計540万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が11日、水戸地裁であり、日下部克通裁判長は

「文書公表は2人の社会的評価を大きく下げた」として大学側に計200万円の支払いを命じた。判決などによると、元茨城大教授の村中知子さん(66)と館山豊

さん(66)は2008年7月、パワーハラメントを受けたとして当時の学部長を提訴。その後、パワーハラメントの苦情処理が適切だったとして、同大も提訴した。

その際、同大は池田幸雄学長(70)の所見として、「大学に籍を置く者として恥すべき行為」と2人を非難するメールを全教職員に送信した。

判決について、茨城大広報室は「詳細を把握していないのでコメントできない」としている。

【中里頭、土江洋範】

茨城大に200万支払い命令

「元2教授の名誉を毀損」

地裁判決

アカデミックハラスメントを理由に茨城大を提訴したことを不当とする学長所見が全教職員にメール配信され、名誉を傷つけられたとして、同大人文学部の元教授2人が同大に計540万円の損害賠償を求めた訴

訟の判決が11日、水戸地裁であった。

曰下部克通裁判長は「意見や論評の域を逸脱している。原告の社会的評価を低下させ、名誉毀損による不法行為が成立するとして、大学側に計200万円を支

払うよう命じる判決を言い渡した。

提訴したのは、同大人文学部を昨年3月末で定年退職した村中知子(66)、館山豊(66)の元教授2人。

判決によると、2人は同学部長から継続的な暴言で精神的苦痛を被ったとして2009年6月に大学を提

訴した。その後、大学側は「恥ずべき行為」などと記した池田幸雄学長の所見をメールで配信。10年10月にも、「モラルと良識」に反し、許されない」などと記載した文章を全教職員に配信した。

村中元教授は「大学側の違法が認められ、今後、ハラスメントの有無を争う上で大きな判決」とし、同大広報室は「判決内容を精査してから対応する」とした。

学長の名誉毀損認める

茨城大に200万円支払い命令

茨城大学長が出した文書で名誉を傷つけられたなどとして、同大人文学部の元教授2人が大学に対し、計540万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が11日、水戸地裁であり、日下部克通裁判長は「名誉毀損による不法行為が成立する」などとして、大学側に計200

万円の支払いを命じた。元教授2人は平成20年7月、暴言による「アカデミック・ハラスメント(嫌がらせ)」で精神的苦痛を受けたとして、当時の学部長を提訴。さらに21年6月、ハラスメントの申し立てに対する大学側の対処が不適切だったとして、計142

0万円の損害賠償などを求め大学側を提訴していた。元学部長との訴訟は23年11月に和解が成立し、大学側とは係争中。

今回の訴訟では、21年6月の提訴直後に、池田幸雄学長が「訴訟提起は大学に籍を置くものとして恥ずべき行為」などとする文書を大学教職員の電子掲示板に掲示した行為について、名誉毀損にあたるかなどが争われた。

判決を受けて、大学側は

「内容を詳細に把握した上で、控訴などについて検討する」としている。

茨城大に200万賠償命令

水戸地裁 学長文書訴訟、削除も

茨城大の元教授2人、学長が学内の教職員専用の電子掲示板に原告の電子掲示板に原告のハラスメント(嫌がらせ)を受けたとして、開いたなどとして同大に計540万円の損害賠償などを求めた訴訟に絡み、大

学長が学内の教職員専用の電子掲示板に原告のハラスメント(嫌がらせ)を受けたとして、開いたなどとして同大に計540万円の損害賠償などを求めた訴訟に絡み、大

の判決公判が11日、水戸地裁であった。目下、部克通裁判長は、同大に計約200万円の支払いと文書の削除を命

判決理由で目下部裁判長は、同大学の文書について「原告の社会的評価の低下と、その後の教職員からの非難や無視で精神的損害を及ぼすに足りるものであった」と、原告の訴えを認めた。

文書は「両教授は一方的な考えで裁判に訴える」ということは、太学に籍を置くものとして、恥すべき行為と言わざるを得ません」などとしていた。

判決などによると、人文学部の教授だった原告らは、在職中に元同学部長から嫌がらせを受けたとして、同大などに損害賠償を求めない」としている。

原告らは、在職中に元同学部長から嫌がらせを受けたとして、同大などに損害賠償を求めない」としている。

原告らは、在職中に元同学部長から嫌がらせを受けたとして、同大などに損害賠償を求めない」としている。

原告らは、在職中に元同学部長から嫌がらせを受けたとして、同大などに損害賠償を求めない」としている。